

大阪市告示第1846号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立東淀川区民会館について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第20条前段の規定に基づき公告する。

令和7年12月26日

大阪市長 横山英幸

1 施設の名称

大阪市立東淀川区民会館

2 指定管理者

大阪市中央区船場中央1丁目3番2-302号

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（東淀川区役所地域課）